

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース5月号 (No.162)

2017年5月29日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

経営懇会員のみなさん いかがおすごしですか。

忙しい5月も終わり、ホッとするところでしょうか。

さて、経営懇では、6月25～26日に第20回総会を行ないます。今回は、総会1日目の学習会に保育指針の学習を位置付けました（保育研究所フォーラム）。各地で、今年度は改定保育指針の伝達講習等が行われますが、その内容を鵜呑みにせず、それぞれの現場の状況も含めて、多角的に考えていく必要があります。まずは、しっかり学んでいきましょう。お申込みをお待ちしています。

## 子どもの笑顔に はげまされて

宮城・(福) なかよし会・釜保育所 大橋巳津子

東日本大震災で甚大な被害があった石巻市では、今年4月、全壊した公立3保育所が復旧開所し、保育所としては復旧事業が終了したことになります。そのうちの北上川河口にあり全壊流失した門脇保育所は、釜保育所と名前を変えて釜地区に移転新築し、所長として私が勤務しております。

釜保育所に関して、石巻市では初めて指定管理者制度を導入しました。当法人では、指定管理者制度（民営化）をどうとらえるか、安全な場所に建てるべき保育所なのにまったくふさわしくない場所であること、ただでさえ保育士不足なのに被災地に保育士が来てくれるか等々、相当議論しました。被災地の社会福祉法人としてどういうことができるかを議論する中、保育所の避難場所は石巻市の責任において場所を確保させること、復興の一助となること、被災地で子どもたちが希望の光となるような地域づくりに貢献すること、などの意義から指定管理者に手をあげることにしました。結果、当法人が選定され、釜地域と深くかかわることとなりました。

石巻市内でも津波の影響はさまざまです。この地に来て、震災から6年たつのに荒廃したままの状態に、震災当時のことがリアルに感じられ胸が痛みました。まだ道路も整っておらず、これから地域が大きく変貌を遂げようとしている場所です。海からの距離も近く、工業港に隣接する工場が保育所の目の前です。海が近いということは揺れたら「さっさと

逃げる」を実践するしかありません。避難場所は、保育所の後ろにある公営復興住宅の4階です。1度見学させてもらいましたが、場所が確保されているだけでまだまだ不十分な中身でした。しかも保育所だけで独占して使えるわけではありません。同じ棟の1階2階にお住まいの方や地域住民の方々の避難場所でもあります。避難時のイメージがしやすいので不安に思うことも多くありますが、まずはこの棟の住民の方々に受け入れてもらえるような関係づくりから始めようと思っております。簡単にはいかないことは承知の上で、関係団体の方々の力もお借りしながら進めています。

幸いなことに町内会の方々は好意的です。市社協には地域担当者がいます。民生委員さんたちの保育所訪問もありました。地域の老人福祉関係の施設との交流の話も進んでいます。そういう交流をとおして、やはり、顔見知りを作ることは大切だと痛感しております。町内会は、現在世話人会として活動中で、住民が離散してなくなった町内会を復活させようと積極的です。おかげでご年配の方々がよく釜保育所を訪れています。おいでになった方は子どもたちの姿を見て、どの方も笑顔になります。見知らぬ人同士もうちとけあい、談笑し始めます。やっぱり、子どもにはそんな大きな力があるんだと改めて感じ入っています。

# 保育・福祉をめぐる情勢

## ●通知「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」

いぬいみやこ（経営懇役員）

内閣府と厚労省連名の「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」が、5月10日付で発出されました。公定価格のうち、基本分単価の内訳について詳しく定めたものです（同封資料参照）。

通知の最初に示されている基本分単価＝**事務費（人件費＋管理費）**＋**事業費（＝一般生活費）**という構造は、措置費制度の下で運営に必要な経費として運営費をすべて使いきることが前提となっていたことを踏襲したものです。

また、この文書は、児童福祉法24条1項に基づく私立保育所だけが適用されるもので、認定こども園など2項の施設はこれに拘束されません（使途制限も受けません）。私立保育所だけが対象の文書ですが、基本分単価の妥当性を、公的な資料から検討できる唯一の手掛かりになっています。

### ◆事業費について

事業費のほぼすべてである一般生活費は、保育材料費＋給食費（食材費＋炊具食器費＋水光熱費）をさします。3歳以上児は、給食材料費に主食費が含まれません。したがって、私保連が試算した資料によれば、3歳未満児の給食費は一般生活費の約82%、3歳以上児は約78%とされています。その推移は下記の表の通りです。

一般生活費の推移（単位：円）						
	2000年	2001・2002	2003	2004～2013	2014～2016	2017
3歳未満児	9,646	9,656	9,569	9,550	9,804	10,127
3歳以上児	6,531	6,538	6,479	6,466	6,637	6,856
2014年：消費税8%に 2015年：保育新制度						

引き下げの末に10年間据え置かれた一般生活費が、2014年に微増、2017年度にやっと改善されているのは貴重なことです。それでも給食費を一人日額に換算すると、3歳以上児6,856円×0.78÷25日＝214円、3歳未満児10,127円×0.82÷25日＝332円、になります。おやつ込みですから、食材費だけでオーバーしそうです。調理器具や食器、水光熱費もこのなかに含まれることを考えると、到底十分とはいえません。

保育材料費は一人の年額で見てみます。3歳以上児6,856円×0.22×12か月＝18,100円、3歳未満児10,127円×0.18×12か月＝21,874円、です。一年間に使う教材や消耗品、連絡ノートやおたより、机椅子や遊具、行事に必要な講師料やバス代、プールの水道代、地域向けのイベントや広報費用など、すべてがこれで賄えるのでしょうか。

### ◆管理費について

次に管理費です。旅費・庁費・修繕費・研修費・非常勤保育士と非常勤調理員をそれぞれ月額約23,000円分雇用できる人件費（月3日分くらい？）がここに含まれ、規模別、保育認定別に「別紙」に定められています。2015年に数%上がって以来変化していません。

90人定員（年齢別は仮人数）の保育標準時間で見ましょう。乳児12,303円×9＋1・2歳児6,999円×26＋3歳児3,287円×15＋4・5歳児2,757円×40＝452,286円が月額です。年額は5,427,432円ですが、各法人の実情に照らし合わせると（社会福祉法人会計基準では事務費に相当）、これもかなり不足といえるでしょう。

#### ◆人件費について

人件費では、福祉職俸給表上の格付けの低さは全く変わらず、2016年度と同額ですが、年額に疑問があります。一つは、月額が変わらないのに、年額を1万円ずつ上げていることです。

もう一つは、通知に示されている注の通り（本俸+特業手当）×地域手当全国平均1.06×（12か月+賞

与4.2か月）と計算しても、決してこの年額に届かないことです。なかなかのミステリーです。

また、2017年度からの処遇改善加算Ⅱを付けると、施設長給与は追い越されそうです。これは、国家公務員福祉職俸給表に準拠していると言いながら、管理職に管理職級（例えば5級）を適用せず、役職なしの2級に位置付けていることが原因です。

	格付	本俸（円）	特業手当	2016年々額	2017年々額	計算値
施設長	福2-33	254,600	×1.08 (管理職手当)	約479万円	約480万円	4,721,750
主任	福2-17	236,130	+9,300	約449万円	約450万円	4,214,524
保育士	福1-29	201,450	+7,800	約379万円	約380万円	3,593,241
調理員	行Ⅱ1-37	172,100		約313万円	約314万円	2,955,301

#### ◆基本分単価の構造からみえる問題点

運営に必要な経費で成り立つ基本分単価の構造から考えると、その中から修繕・備品購入・人件費・施設整備等の積立を行うことは、本来の仕組みと矛盾することになります。そうしなければ立ち行かない状況をつくったのは国であり、そのしわ寄せが職員処遇の低下につながっていることを改めておさえておく必要があります。また、社会福祉法人会計基準が企業会計と同じ仕組みに変えられてきた結果、基本分単価の内訳として示されている「事務費」「事業費」と、会計科目が一致しない、という状態を引き起こしています。

#### ◆実態との比較で検証を

詳しく見れば見るほど怒りがわきますが、冷静に記録を取り、実態と比較していかに不十分かを検証していきましょう。24条1項だからこそ国が内訳を出しているのですから。

※運営に要する費用についての通知等は、毎年発行されている『保育白書』に資料として掲載されています。

## ●処遇改善等加算の通知 4月27日付で発出される

処遇改善等加算に関する通知が一部改正されて、4月27日付で発出されました。新旧対照表を同封しましたのでご覧ください。

#### ◆処遇改善等加算Ⅱを含む正式な通知発出

国が創設した「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組み」は、すでに公定価格にくみこまれている「処遇改善等加算」と同様に、公定価

格上の加算として設定され、加算Ⅱとされました。この間、対象となる職員数の算出方法等、通知案が示されていましたが、今回正式に通知が出されました。

#### ◆処遇改善等加算Ⅱをどうみるか

経営懇役員会（調査研究部）では、会員からの疑問をもとに、処遇改善策の内容をQ&A形式で整理しお送りしています。その冒頭で整理した問題点・課題について、再掲します。

## 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善のしくみ（『処遇改善等加算Ⅱ』）について

昨年12月、経験が7年以上の中堅保育士等の給与を4万円引き上げる2017年度予算（案）が明らかになりました。この他にも、要件を満たした3年以上の経験者に5千円、全職員に2%の処遇改善等が盛り込まれています。このことがマスコミで大きくとりあげられ、国民や保育関係者の中には保育士処遇の大幅な底上げがはかられるものと受け止めた方も少なくありません。また、国から詳細な情報が提供されていないこともあり、経営懇の会員からも疑問や不安の声が寄せられています。

創設される「処遇改善のしくみ（処遇改善等加算Ⅱ）」は、全産業平均より月額11万円以上も低い保育士の賃金実態が反映されておらず、抜本的な処遇改善とは言い難い内容です。そればかりか、以下のように、職員組織に処遇格差や混乱をもちこむものです。そもそも、要件となっている一人60時間の研修がどうやって保障されるのでしょうか。このしくみは、入口からして保育現場の実態と大きく乖離していると言わざるを得ません。

### ①処遇改善の継続性が担保されない

- 処遇改善の対象者の基準が勤務年数（4万円：7年以上、5千円：3年以上）になっており、退職や採用等による職員の年齢構成の変化により改善総額が上下するという、人件費財源としては極めて不安定なものである。
- 改善水準を維持し続けるには、法人独自で財源を確保しなければならない。

### ②法人内で施設間に処遇の格差が生まれる

- 勤務年数（構成）は保育所ごとに違っており、それに応じて処遇改善額も異なる。この処遇格差は、同じ法人が運営する複数の施設間でもおこる問題である
- 法人の人事政策（配置・異動）や賃金政策との矛盾が避けられない。

### ③職員配置の実際が反映されていない

- 処遇改善の対象は公定価格の人件費に積算されている保育士等であるが、実際は1.8倍もの保育士を配置している。
- 公平な配分を行おうとすれば、一人あたりの処遇改善額が低くなるのは必然といえる。職員配置の最低基準を引き上げることなしに、この問題の解決はない。

### ④協働の基盤が揺らぐ

- 保育士の賃金水準からすれば、4万円の手当額は相当程度に高額である。非対象職員とのこの格差の合理的説明はつかず、職員の納得は得がたい。
- 協働を特徴とする保育現場への格差の持ち込みは、その基盤を危うくする。

全国経営懇は、公定価格の基本分単価（人件費の積算分）の大幅引き上げにより、すべての保育士に対し当面、5万円の処遇改善を行うよう求めています。同時に、この改善を実効あるものにするために職員の配置実態にもとづいた現行の職員配置基準の大幅な引き上を求めるものです。

### ◆総会で学習・交流しよう

こうした処遇改善等加算Ⅱの問題点・課題や、先に見た「私立保育所の運営に要する費用」から考える公定価格の課題等につて、総会2日目に学習します。昨年度の活動をふまえ、現場の実態を出しあい、加算Ⅱにどう対応するのか等も含めて、学びつつ交流しましょう。保育の制度や公定価格の仕組みを学び、地域に持ち帰りましょう。

# 地域のとくみ・動き

## ●5/18福祉共同集会開催



5月18日に、「憲法25条を守る5.18共同集会」が東京で開催されました。子どもからお年寄りまで人間らしい生活が困難になりつつある状況をふまえて、高齢者や障害者、生活保護、医療、保育などの分野から、憲法25条に基づく人間らしい生活の保障を求めて、3,500人が集まりました。集会後、雨の中を国会までデモ行進しました。

### ◆自助・共助が基本とされていいのか！？

集会での発言から、65歳を過ぎて介護保険の対象となった障害者の問題について、紹介します。

「介護保険の対象となる65歳を過ぎた障害者は、たとえ障害があっても自分の意思に反して、行政の都合で無理やり介護保険制度を利用させられます。

この問題の本質は、日本の社会保障が、国民の「自助・自立を大前提とし、地域住民同士の助け合いである互助や社会保険の共助を使ったうえで、それでも助けが必要な場合にのみ公助が補完するもの」などとする、社会保障制度改革推進法や国民会議の報告書等の考え方があるからであり、憲法25条とは相いれない社会保障に変質させられていることに根本的な原因があります。

障害者が介護保険に移行させられた途端、非課税世帯は、無料だったサービスが突然一割負担を強いられ、さらに苦しい生活をよぎなくされます。また、サービスの量が減らされ、質も悪くなり、社会参加の機会を奪われるケースも後を絶ちません。「介護の社会化」を投げ捨て、保険はずし・給付抑制に走り続ける介護保険では、障害者の基本的人権は保障されません。

私たちは、介護保険制度を障害者福祉に近づける

運動、そして、障害者の権利を保障することを国に義務付けている障害者権利条約を実現させる、大きな国民的な運動を今こそ巻き起こそうではありませんか。それが現行の社会保障総改悪を反転させ「社会保障・社会福祉は国の責任で！」を実行させることになるのではないのでしょうか。」

家平悟さん（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）の発言より一部抜粋

保育分野でも、公的責任を後退させる動きがあります。そうした動きの本質をつかみ、運動を広げていくことが求められています。

## ●日本保育学会第70回研究発表大会開催(5/20~21)

5月20~21日、岡山県にて日本保育学会研究発表大会が開催されました。日本保育学会の会員は約5,000人。研究者を中心に、保育現場や乳幼児に関わる分野の職員も多く参加しており、毎年研究発表大会を開催しています。来年の71回大会は、経営セミナーでもおなじみの大宮勇雄さん（福島大学・全国保育団体連絡会会長）が実行委員長をつとめ、宮城県仙台市で開催とのことです。

### ◆保育指針や処遇改善、保育事故など、問題提起

大会では様々な発表やシンポジウムが企画されていますが、保育をささえる制度についての研究や発表があまりされていないことが気になりました。その中でも、処遇改善と保育指針の自主シンポジウムや保育事故の自主シンポジウムが、経営懇会員も参加して企画されていました。あらゆる機会を活用し保育の現状や改善について発信することの重要性を感じました。（文責：事務局）



↑保育事故のシンポジウムで報告（広島・石川幸枝）

連載

## どうしてる？法人研修

職員同士の学び合い・研修の工夫

第17回

東京・(福)育和会

### 社会福祉法人育和会の研修

はじめに

社会福祉法人育和会は設立48年、様々な歴史を経て現在東京都豊島区に椎名町ひまわり保育園（定員60名）と子育て支援施設たんぼぼ、しいの実保育園（定員110名）、中野区にとちの木保育園の3保育園1子育て支援施設を運営している。

保育の質向上に大切な役割を占める職員の育成について、積極的に各種の研修会に参加し、法人としての研修理念を持つと、主任会議や施設長会議での数年間の検討を経て以下のように決定した。各保育園では、この理念方針のもと園の実情に合った形で研修を行い、年度初めと年度末には園長が個人面談をし、それぞれの課題をもって保育に望むよう職員と話し合っている。

### 育和会職場研修の理念

- 生涯にわたる人間形成にとって乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣などの基礎が培われる極めて重要な時期である。生活の大半を過ごす保育所の役割を自覚し、子どもの人権を守り、児童福祉の倫理をしっかり身につけること。
- 保護者や地域に信頼される保育所の職員として、常に社会の変化に機敏に対応し、ニーズを把握し、専門性を高め、社会人、組織人、

職業人として成長していくこと。

### 育和会職場研修の方針

- 組織の中では共に育つ事を基本とし、職場内研修を充実させ、経験に応じた個別指導（OJT）を重視する。
- 園内研修を充実する。園長主任及び研修担当者は園の研修ニーズ（力をつけていくべきもの）を把握し、職員会議の場や中間、年度末総括等の機会での学習し、事例検討の場を職員育成に活用する。また講師を招いて全員で学習しその成果を生かしていく。全員の参加が難しい職場では、読書会を行う等の工夫をする。（OFF J T）
- 毎年、園長、主任及び、職員が話し合いの上、ひとりひとりの成長課題を決め、年度末には課題達成を評価し翌年度に活かしていく。
- 東社協や区研等の外部研修にも、それぞれの課題に沿った内容を見ながら積極的に勧め、研修成果の報告、仕事にどう活かされたか評価する。（OFF J T）
- 自己啓発援助制度（SDS）については、園長が認めたものについて参加費、交通費を支給する。
- すべての研修については、必ず報告をし、成果が個人や職場に活かされるようにしていく。

### 実際の研修

- 経営層は毎月施設長会議を行っている。（理事長、常務理事、研修担当理事、施設長、法人事務長の7名）
- ①協議事項を各施設、事務長が提出し、運営に関する協議を行ったり制度について学んだりしている。
- ②各施設長が毎月作成する事業報告の説明及び

質疑を行っている。

## 専門部会議

### ○ 主任会議（年2回 担当は常務理事）

各園の研修計画の説明や質疑、次年度に向けての課題、主任としての反省や課題もまとめている。

### ○ 栄養士会議（年2回 担当は理事長）

給食の年間計画・情報交換・栄養計算ソフトの導入状況などを話し合っている。栄養士、調理員はそれぞれの園に入って実際の仕事を見合い質疑を行っている。

### ○ 看護師会議（年2回 担当は理事長）

保健の年間計画や感染症対策等の情報交換を行っている。

## 年齢別3園交流研究会

（年2回 担当は研修担当理事）

各年齢別のテーマにそって研修。

各園は年齢別のクラスから1人参加、年齢別のテーマを選んでエピソード記録のような形でまとめ、事前に必ず各園のメンバー及び研修担当理事にFAXし事前に目を通して臨む。

午前はクラスとともに行動し保育の見学、午後は研修担当理事の司会で見学の感想、質疑各人のエピソード記録を基に検討。

## 今年度の新しい試み

今年度より可能な年齢のクラス（1歳児と2歳児クラス）から3日間の短期派遣研修として行う予定。参加メンバーが交代してそれぞれの園に入り担任と一緒に保育をしながら研修する。これは後期に行うので結果を楽しみにしているところである。

年齢別3園交流研究会は、同じ年齢を担当している職員同士悩みに共感し、「私の場合このように対応してみた」など遠慮なく話せてお互いにヒ

ントをもらったり、各園の環境設定の工夫なども実際に見ることができ職員に好評である。

## 育和会業務経験ガイドラインにそった研修

（担当は理事長、常務理事、研修担当理事）

2015年全国経営懇での学習会で大阪福祉事業財団の職員育成制度、実施要項を学び、業務経験ガイドラインを職員育成の参考に当法人でも取り入れていこうということになった。

これまでに行った研修は新規採用職員研修、経験5年目までの職員研修、経験6年以上11年までの職員研修、今年度は経験12年以上の職員を予定している。

内容は各回必ず

○法人の歴史と社会のニーズについて、法人職員に望むこと

○それぞれ該当する経験年数に応じたガイドラインの説明

○新規採用職員には子どもの人権を尊重した保育、言葉使いマニュアルの説明と子どもの人権を尊重した保育チェック表の説明を行っている。

このほかに参加メンバーにあった話し合いのテーマを設け、グループ討論を行っている。

これからも施設長や現場の意見要望を聞きながら現在の社会の問題やニーズとマッチした法人研修を行っていきたい。

文責：(福)育和会・常務理事 三浦多佳子



# おしらせ・今後の予定

## ●第20回経営懇総会開催

第20回経営懇総会&学習会を、下記の日程で開催します。ご予約ください。

日程：2017年6月25～26日（日～月）

会場：25日全国町村議員会館（学習会①）

26日エデュカス東京（学習会②・総会）

\*昼食・宿泊は各自で手配をお願いします。

### ＜総会&学習会の会場案内＞詳細は同封

\*6/25（日）全国町村議員会館

〒102-0082 千代田区一番町25番地

地下鉄半蔵門線・半蔵門駅下車2分

地下鉄有楽町線・麴町駅下車、3番出口徒歩8分

（東京駅よりタクシーで約20分）

\*6/26（月）エデュカス東京

〒102-0084 千代田区二番町12番地-1

地下鉄有楽町線・麴町駅下車2分

JR四谷・市ヶ谷駅下車徒歩7分

\*ホテル情報

全国町村議員会館近くにはダイヤモンドホテル、

エデュカス東京近くには東京グリーンパレスがあります。

## ●改定保育指針の学習を！

6月25日は総会学習会として、保育研究所フォーラムを位置付けました。2018年度から新指針を実施するために、伝達講習が始まっていることと思いますが、多角的に内容を把握し、現場の実態もふまえて課題を認識することが重要です。

経営懇会員の場合は、総会の一部として位置付けているため、参加費が1,000円となります。同封の申込み用紙でお申込みください。

## ●経営懇へのお誘いを広げよう

経営懇会員園は、現在、全国に500園を越えるまでになりました。さらに会員園を広げ、交流・学習を深めながら、子どもたちにとってよりよい保育をめざしていきましょう。

ご紹介のリーフレットや入会申込書等、必要な方は事務局までお知らせください。お送りします。

\*\*同封資料～ご確認ください\*\*

### ①第20回総会&学習会のご案内

経営懇総会と学習会のご案内を同封しました。参加される方は、必ず事前に申し込みをお願いします。会場は東京です。

### ②通知：平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について

本文の記事で内容について解説しています。あわせてご覧ください。

### ③通知：「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について

処遇改善等加算Ⅱの内容が、正式に通知で示されました。新旧対照表形式で、新たに追加された部分には下線が引かれています。

## ●投稿募集中●

経営懇ニュースでは、会員のみなさんからの投稿を募集しています。

\*職員会議の工夫～職員会議は時間内？時間外？月に何回？参加対象は？誰が司会進行してる？内容は？などなど、やり方の工夫や悩み、大事にしていること等、おしえてください。（2000～2500字）

\*地域のとりくみ・自治体の動き～地域でのとりくみや、自治体で起きている新たな動きなど。

\*新会員園紹介（400～600字）

宛先は FAX03-6265-3184

メール：[gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)